

令和六年度包括外部監査の結果について、包括外部監査人から提出があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第三項の規定によって、別冊のとおり公表する。

令和七年四月十日

広島県監査委員